

雪寒地帯の振興に関する提言

雪寒地帯の振興のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 積雪時の除雪に係る支援制度の推進

- (1) 雪寒地帯における市町村道の除雪費及び豪雪被害に対し、安定的な財政措置を講じること。
- (2) 冬期間における主要幹線道路の確保のため、除雪機械や消融雪設備の整備促進を図るなど、確実な除雪体制を確立すること。
- (3) 地域の実情を踏まえ、豪雪地帯における高齢者等要援護者世帯の除雪に対する支援制度を創設すること。
- (4) こどもの安全安心な教育環境を維持するため、学校施設及び周辺の除排雪対策の支援制度を創設すること。
- (5) 豪雪災害時における災害救助法の適用対象の充実を図ること。

2. 雪寒指定路線の指定に当たっては、地域の実態に応じて弾力的な運用を図ること。

3. 雪寒指定道路以外の市道消雪施設整備及び除雪経費に対する財政支援を図ること。